

簡易株式交換公告

平成 28 年 10 月 14 日

株主各位

東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号
株 式 会 社 新 生 銀 行
代 表 取 締 役 社 長 工 藤 英 之

当行は、平成 28 年 9 月 21 日（水曜日）開催の取締役会において、平成 28 年 12 月 1 日（木曜日）を効力発生日として、昭和リース株式会社（住所 東京都文京区後楽一丁目 4 番 14 号）を当行の完全子会社とする株式交換を行うことを決議いたしましたので公告いたします。

この株式交換は、会社法第 796 条第 2 項に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けずに行いますので、この株式交換に反対の株主様は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。

以上